

学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月

香芝市立下田小学校

香芝市立下田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。

したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童が十分に理解できるよう導いていくという強い決意をもち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を与える行為（SNS等、インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めを必要とするものである。

3 いじめの理解

- いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。そのため、加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てる「観衆」や、周囲で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。その中で、いじめを教員に伝えたり、いじめに対して否定的な反応を示したりするなど、いじめを抑制する行動のできる「仲裁者」を育てていくことが必要である。
- いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
- いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域、または関係

機関と日頃から連携した取組を行う必要がある。

4 いじめの未然防止

本校では、これまでに同一集団内において、不特定の児童に対し不適切な言葉による嫌がらせやあそびと称した過度なふざけ合い、また、特定の児童間において度を越えたからかいや身体接触等の行為が行われた事実があった。これらのことについては、児童間において遊びやふざけ合いを装った行為として児童自身もいじめている認識がなかった上に、大人がいじめと判断しにくい態様で行われていたことが多かった。

これらの反省の上に、本校ではいじめに対する未然防止のための「心を耕す教育」「言葉の教育」「心の教育」と、早期把握の重要性を教職員間で共有し、いじめを正しく把握し、正しく指導するための教員研修など、いじめ未然防止のため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 全ての学年・学級で一人一人が大切にされる学年経営・学級経営に力を注ぎ、自己肯定感と他者を認める寛容な心を育成し、全ての子供が大切にされる集団づくりを目指す。
- (2) 言葉遣いや遊びと称した行為に対して、正しく判断し毅然とした対応を心がけるための教職員研修を計画的に実施する。
- (3) 人権教育・性教育・道徳教育・各教科の指導等を通じて自他の人格を尊重し、健全な人間関係づくりができるを心情や言語力を育む取組を推進する。
- (4) いじめに対する正しい認識をもち、いじめは絶対に許されるものではないものとしての理解を児童・教職員に普及させる取組を推進する。
- (5) 学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処等に関する措置を実効に行うため組織的な対応を行うための中核となる組織として、『いじめ防止対策校内委員会』を設置するとともに、いじめの未然防止・早期発見等のためには、学校全体で計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。
- (6) 学校の基本方針は、市の基本方針とともに学校のホームページに掲載するとともに、その内容を学級懇談会等を利用して学校長が直接保護者に周知する。

5 いじめの早期発見

- (1) いじめ、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくいいじめと判断しにくい形で行われたりすることが多いことから、けんかやふざけ合い、些細な事象と見えるものの中にもいじめがあるということを考え、些細な兆候も見逃さず早期のいじめの発見に努める。また、明らかに

いじめに該当する行為だけでなく、いじめに該当する疑いのある行為についても、積極的発見に努める。

- (2) 教職員は、早期にいじめを発見するため児童の些細な変化に気づく力を持ち、児童の学校生活の実態把握に努め、いじめを見逃すことのないように適切に関わりをもつ。
- (3) 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告や報告を受けた場合やいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちにいじめの被害を受けたとされる児童や加害とされる児童、目撃した児童、この件について情報をもっている児童に簡易調査を実施する。また、その情報に基づいて客観的事実を掴むとともに被害児童の安全確保を最優先に取り組む。

6 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこと、若しくはいじめを目撃したことの報告や申告を受けた場合、または、いじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき毅然とした態度で対応する。また、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、いじめを受けたとされる児童及びその保護者に対し、徹底して子どもを守り通す姿勢を伝えるとともに、今後の指導方針を伝え、本人及び保護者の了解を得ながら進める。加害とされる児童に対しては、気持ちや状況を十分に聴き取るとともに、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、教育的配慮の下、児童の発達段階を考慮した上で人間的成長に繋げるべく毅然とした態度で指導する。

7 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置く。構成員は、下記のとおりである。

委員長	校長	杉村 幸恵
委員	教頭	青山 哲
	主幹教諭	久保 敬章
	教務主任	尾崎 ひとみ
	生徒指導主任	黒石 裕介

生徒指導副主任（第5学年主任）	森岡 依子
第1学年主任	竹園 鮎里
第2学年主任	村上 有加
第3学年主任	上沼 友希子
第4学年主任	中岡 宏輔
第5学年主任	森岡 依子（再掲）
第6学年主任	池田 嘉浩
専科指導代表	田中 佳子
養護教諭	壹岐 圭子
特別支援コーディネーター	前山 恵美
特別支援コーディネーター	谷口 由樹子
特別支援コーディネーター	山下 裕美
特別支援コーディネーター	武田 沙季
スクールカウンセラー	伊藤 洋子

8 保護者及び地域住民等との連携

- (1) 教職員は、日頃から児童の生活実態のきめ細かな把握に務めるとともに、その様子について電話や家庭訪問、面談等を通じて保護者に伝え、保護者との信頼関係の構築に務める。
- (2) 学校は、学校運営協議会において市の基本方針、学校の基本方針及びいじめの防止等の対策について説明する。
- (3) 学校は、児童の保護者に対して児童がいじめをしないよう規範意識を養うなど必要な指導に務め、児童がいじめに関わっていないか常に注意をはらい関わっている疑いがある場合には学校に相談するように啓発する。
- (4) 学校は、市の基本方針、学校の基本方針及びいじめの防止等の対策について学校だよりや学校のホームページ等で紹介して周知することで、学校が講じるいじめの防止等の対策に協力を求める。
- (5) 学校は、いじめが発生した場合には、個人情報の取扱いに留意しつつ、保護者

や地域住民の信頼を確保することが重要であることを鑑み、正確な情報提供を行うことに務め、事実を隠蔽するような対応を行わないようにする。

- (6) 学校は、保護者や児童が安心して相談できるよう、必要に応じて香芝市の相談窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラー等と連携した支援を行う。

9 関係機関との連携

学校は、市の基本方針に基づいて香芝市教育委員会、警察、児童福祉課及び児童相談所、福祉機関と連携し、いじめ問題への適切な対応を図る。

10 いじめ重大事態の対応

【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者またはその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者またはその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の自体の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査にかかるいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等をその他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、動向の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

11 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。